別記

個人情報取扱特記事項（委託用）

（基本的事項）

第１条　受託者は、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第２条第９項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　受託者及び業務に従事している者又は従事していた者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

２　前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

３　受託者は、業務に関して知り得た個人情報の秘密を保持する旨の誓約書を発注者に提出するものとする。

４　受託者は、業務に従事する者に対して、業務に関して知り得た個人情報の秘密を保持する旨の誓約書を提出させなければならない。

５　受託者は、前項の規定により誓約書を提出させたことを、発注者に書面により報告しなければならない。

（個人情報保護管理者の設置）

第３条　受託者は、業務に関して知り得た個人情報の適切な管理を行うための個人情報保護管理者を定め、発注者に書面により届け出るものとする。

２　個人情報保護管理者は、個人情報の改ざん、盗用等の防止について必要な措置を講じなければならない。

３　受託者は、業務に従事する者を明確にし、発注者から求めがあったときは、発注者に報告しなければならない。

（業務場所の特定等）

第４条　受託者は、あらかじめ業務を行う場所を特定し、発注者に書面により届け出るものとする。

２　受託者は、前項の規定により特定した場所の外に、業務に関して知り得た個人情報を持ち出してはならない。ただし、発注者が特に必要があると認める場合はこの限りでない。

（適正な取得）

第５条　受託者は、業務を処理するために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

２　受託者は、業務を処理するために発注者から個人情報が記録された資料（以下「個人情報資料」という。）を引き渡されたときは、発注者にその個人情報資料の内容、媒体及び

数量を記載した借用書を提出するものとする。

（安全管理措置）

第６条　受託者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（個人情報を保存した記録媒体の運搬に際しては、鍵付のケースに施錠のうえ収納して行うなどの安全対策等）を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第７条　受託者は、発注者の指示又は書面による承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の制限）

第８条　受託者は、発注者の書面による承諾があるときを除き、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報資料を複写し、又は複製してはならない。

２　受託者は、発注者から引き渡された個人情報資料を複写し、又は複製したときは、その複写物又は複製物を原本と同様に取り扱うものとする。

３　受託者は、発注者から引き渡された個人情報資料のうち業務の範囲外の部分を加工してはならない。

（再委託）

第９条　受託者は、契約約款の規定に基づき業務の一部を再委託する場合、再委託先が契約約款及び本特記事項を遵守するために必要な事項その他発注者が指示する事項を規定するとともに、再委託先に対する必要かつ適切な監督、個人情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定する等、再委託先（子会社を含む。以下同じ。）との間で、この契約と同等以上の内容の再委託契約を締結しなければならない。再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

２　受託者が番号法第２条第 11 項に規定する個人番号利用事務又は同条第 12 項に規定する個人番号関係事務の一部について再委託する場合にあっては、前項に規定するほか、再委託先については発注者が自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられる者に限定するとともに事前に発注者から書面による承諾を得なければならない。

３　受託者は、再委託先の業務に関する行為及びその結果について、受託者と再委託先との再委託契約の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。

４　受託者は、再委託契約に係る契約書及び再委託契約に基づき提出された書類について、その写しを発注者に提出しなければならない。

（個人情報資料の返還等）

第 10 条　受託者は、発注者の書面による承諾があるときを除き、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報資料を業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。

２　個人情報資料の返還の際には、第５条第２項の借用書により確認を行うものとする。

３　発注者は、必要がある場合、業務完了時以外でも個人情報資料の返還を求めることがで

きる。その際には、受託者は発注者が指定した期日までに個人情報資料を返還しなければならない。

４　受託者は、業務を処理するために取得した個人情報資料のうち発注者に返還する個人情報資料以外のものを業務完了後直ちに廃棄し、又は消去するものとする。この場合、発注者は受託者に対し廃棄し、又は消去したことについて、書面による報告を求めることができる。

（従事者の監督及び教育）

第 11 条　受託者は、業務に従事している者に対して、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行うとともに、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び番号法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

（実地調査）

第 12 条　発注者は、受託者が業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第 13 条　発注者は、受託者が業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

（報告義務）

第 14 条　受託者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について、発注者に報告しなければならない。

（事故報告）

第 15 条　受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第 16 条　受託者は、この契約における業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。